

指定管理業務補足資料

(宍粟市一宮温泉「まほろばの湯」)

(宍粟市家原遺跡公園)

(御形の里オートキャンプ場)

令和8年5月

兵庫県宍粟市

兵庫県宍粟市教育委員会

I. 趣旨

II. 補足内容

I. 趣旨

この補足資料は、指定管理業務仕様書（宍粟市一宮温泉「まほろばの湯」）、指定管理業務仕様書（宍粟市家原遺跡公園）及び指定管理業務仕様書（御形の里オートキャンプ場）について補足説明するもので、募集にあたっての参考資料とするものです。

II. 補足内容

① 仕様書 Ⅲ.1. (7) 【共通】

「利用者の要望、意見を十分に汲み取り、利用者にとって快適な施設となるように努めること。」については、

利用者や地域の方からの要望や意見を傾聴することで課題が見つかり改善につながることを期待しています。

② 仕様書 Ⅲ.1. (11) 【共通】

「地域経済・地域雇用・地域振興に配慮すること。」については、

仕入れ、物品・燃料購入など、可能な限り市内業者から調達されることを期待しています。

雇用の促進が定住の促進につながることから、施設で働かれる方が市内に定住することを期待しています。

③ 仕様書 Ⅲ.1. (13) 【共通】

「施設周辺自治会等の関係団体と良好な関係を保つこと。」については、

施設周辺自治会や団体と良好な関係を保つことで、事件・事故・地域トラブルの発生抑制になるとともに、地域との協働事業や地域住民の施設利用の促進が期待でき、ひいては地域の活性化や施設の収益性の向上につながることを期待しています。

④ 仕様書 Ⅲ.1 【御形の里オートキャンプ場】

「地域資源を活かした観光の拠点として」については、

自然とのふれあいや非日常生活により関心が高いと思われるキャンプ場の利用者が、滞在時間を有効に活かして、エリア内外の施設や園内散策など、家原遺跡公園を広く利用することを期待しています。

⑤ 仕様書 Ⅲ.2. 【一宮温泉まほろばの湯】

「施設の管理、運営上必要な法令」については、

温泉営業：公衆浴場法に基づく届出

食堂営業：食品衛生法に基づく届出

売店営業：食品衛生法に基づく届出

⑥ 仕様書 Ⅲ.5. (2) 【共通】

「利用料金制」については、

利用料金は条例で定められた額を上限としますが、イベント等の参加料や材料代は別途徴収することができます。

⑦ 仕様書 Ⅲ.7. (1) .② 【一宮温泉まほろばの湯】

「観光案内業務」については、

市内観光施設のパンフレットの配架や内容の説明、家原遺跡公園や隣接する御形神社（国の重要文化財）の案内を想定しており、そのことでサービスの向上、市内観光施設等の利用者の増加を期待しています。案内に必要な知識の習得やしろう森林王国観光協会との連携を期待しています。

⑧ 仕様書 III.7. (2) .①【共通】

「利用者に不快感を与えないよう、清潔感のある衣服を着用するとともに責任の所在を明らかにするためにも名札は必ず着用すること。」については、

接遇・接客・電話対応が施設の評価に大きく関わります。「清潔感のある衣服の着用」「名札の着用」をしっかりと実施することで施設の評価が上がり、利用者の増加につながると期待しています。

⑨ 仕様書 IV.1. (4) 【共通】

自主事業については、

・多様な市民ニーズ、施設の設定目的を踏まえ、「歴史・文化・社会教育の向上」「利用者の利便性の向上」「市民との協働の推進」「市民の健康増進」「施設の収益性の向上」を企画事業ポリシーとして、施設の魅力や市民サービスを向上させる自主事業を積極的に展開することが求められています。

・「歴史・文化・社会教育の向上」では、家原遺跡公園が縄文時代から鎌倉時代にかけての住居跡を包蔵する公園であり、再現した竪穴式住居や中世の建物等の施設があることから、公園施設を活用した集客事業の実施が考えられます。

(例) 昔の住居に身を置き、本を読む、音楽を聴く、昔の楽器を弾く体験

竪穴住居で古代食を食べる体験

・「市民との協働の推進」では、一宮北部まちづくり委員会が家原遺跡公園の賑わいづくりについて検討し、芝生の植栽（R2,3,4年度）、キャリー市（農産物直売市）をこれまでの間実施してきました。また、グラウンド・ゴルフコースを定期的を使用しているみかたグラウンド・ゴルフクラブがコース整備を行っていることから、地域住民や地域の団体と協働した公園づくりが求められています。さらに、地域行事へ参加することで、地域との協働、信頼関係も築け、そのことが施設利用者の増加にもつながります。

協働・連携が想定できる団体：一宮北部まちづくり委員会、More 繁盛、三方地区地域活性化委員会、一宮連合自治会、みかたグラウンド・ゴルフクラブ、カブトムシドーム運営者、まほろば応援隊

※一宮北部まちづくり委員会は委員として参加してください。

・「市民の健康増進」では、健康意識の広がりにより、グラウンド・ゴルフやウォーキングなど市民の自主的な活動が見受けられます。また、一宮温泉まほろばの湯の泉質を求め、遠方からの利用者もあるため、健康づくりに関する事業の実施が求められています。

(例) グラウンド・ゴルフ大会、発酵食品の提供、発酵料理教室、ヨガ教室、走り方教室、泉質のPR

・「施設の収益性の向上」では、収益が見込める施設が一宮温泉まほろばの湯であるため、温泉を目的とする利用者だけでなく、公園の遊具やグラウンド・ゴルフを目的とした利用者、自主事業の展開による利用者を一宮温泉まほろばの湯に誘導し、利用しても

らうサービスが必要です。また、おいしい料理があれば多くの集客が見込めるため、食堂の魅力を高める必要があります。

・その他考えられる事業

野鳥観察、星空観察、音楽鑑賞会、果実酒づくり、農産物の販売、フリーマーケット、自動販売機の設置、地元小中学校児童生徒の作品展、ボランティア募集

本項目は、宍粟市が指定管理者に期待する自主事業を記載したもので、例示していることを必ず実施する必要はありません。

⑩ 仕様書 IV. 2. 【一宮温泉まほろばの湯】

「維持管理に関する基本的な考え方」については、

現在、行っている具体的な維持管理は以下のとおりです。

- ・温泉に関する設備保守（ろ過装置点検、周辺機器点検）
- ・消防設備の点検
- ・地下タンク漏洩検査
- ・自家用電気工作物（高圧受電）の保守点検
- ・温泉水の浄化装置の保守点検

灯油ボイラーについては、管理マニュアル（別紙参照）に基づき管理を行う。

⑪ 仕様書 IV. 3. 【一宮温泉まほろばの湯】

「建築物保守管理に関する基本的な考え方」については、

現在、行っている具体的な維持管理は以下のとおりです。

- ・建築基準法に基づく定期調査（年に1回）

⑫ 仕様書 IV. 4. 【一宮温泉まほろばの湯】

「設備保守管理に関する基本的な考え方」については、

設備機器は日常的な点検や清掃をこまめに行うことで機器の能力が十分に発揮され、故障も軽減され、機器の長寿命化にも繋がりますので、こまめな点検・清掃に努めてください。

⑬ 仕様書 III. 1. (14) 【家原遺跡公園】

「公園全体が文化財の包蔵地（一部は指定史跡）であることを念頭におき、歴史文化的な環境と特徴を損なわないように、注意すること。」については、

指定史跡の範囲は別図のとおりです。

公園全体の地下に文化財を包蔵しているため、地下の文化財に影響がある場合（穴を掘る、建物を建てるなど）は、事前に教育委員会に協議する必要があります。建物を建てる場合などは事前に文化財調査を行う必要があります。

⑭ 仕様書 III. 16. 【家原遺跡公園】

「建物災害保険」については、

保険加入施設は、公衆トイレ3か所、復元住居7棟（古代3、中世3、高床倉庫1）、工房3棟（竹わら工房、土の工房、木の工房）、納屋、四阿です。

⑮ 仕様書 IV. 1. (1) . ① 【家原遺跡公園】

<p>「公園内の屋内清掃業務に関すること」については、</p> <p>美観維持の範囲は参考図のとおりです。</p> <p>実施数量等の目安は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法 直営、再委託を問わない。 ・業務 清掃業務（屋内・トイレ） ・数量 公衆トイレ 3.0時間、週2回 年間104回、312時間 復元建物 3.0時間、週1回、年間48回、144時間 体験工房 1.5時間、週1回、年間48回、72時間 ・上記内容を実施する費用については、指定管理料に含んでいます。 ・屋内清掃業務の対象施設は、公衆トイレ3か所、復元建物5棟（全7棟のうち、古代3、中世2）、工房3棟（竹わら工房、土の工房、木の工房）です。
--

⑯仕様書 IV.1. (1) .②【家原遺跡公園】

<p>「公園内の草刈・剪定・除草及び屋外清掃業務に関すること。」については、</p> <p>美観維持の範囲は参考図のとおりです。</p> <p>実施数量等の目安は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法 直営、再委託を問わない。 ・業務 草刈、剪定、除草、清掃業務（屋外） ・数量 草刈 年間4回、600時間 剪定 年間3回、72時間 除草 年間8回、48時間 清掃 2.0時間、週1回、年間48回、96時間 ・上記内容を実施する費用については、指定管理料に含んでいます。 ・国道をはじめ周辺からもよく見える施設であるため、周囲からの景観にも気を付けて維持管理を行ってください。

⑰仕様書 IV.1. (2) .①【家原遺跡公園】

<p>「利用料金の徴収に関すること。」については、</p> <p>工房利用料、体験料（材料費）、講座受講料等の徴収です。</p>
--

⑱仕様書 IV.1. (2) .⑤【家原遺跡公園】

<p>「施設の開錠及び施錠に関すること。」については、</p> <p>施設の開錠に係る作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工房（竹わら工房、土の工房、木の工房）の開錠。 ・復元住居（古代3棟、中世3棟）の開錠。 ・ロープ、バリケード等の撤去。 <p>施設の施錠に係る作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工房の施錠。 ・工房内設備（陶芸関係機器、木工関係機器、冷暖房等）の電源スイッチ等の確認。 ・復元住居の施錠。 ・公園内水道、水飲み場、トイレ等の点検。 ・ロープ、バリケード等の設置。 ・上記内容を実施する費用については、指定管理料に含んでいます。
--

⑱仕様書 IV.1. (6) .①【家原遺跡公園】

「施設を活用した生涯学習講座を実施すること。」については、
(参考) 令和8年度に行っている講座
【陶芸教室】
・謝金：45,000 円/月
・日時：月3回 土曜 13時30分～15時30分
・場所：土の工房、
・受講料：1,200 円/回、定員：20 人
【竹細工教室】
・謝金：10,000 円/月
・日時：第2、第4水曜 9時00分～16時
・場所：土の工房、
・受講料：4,000 円/年
・家原遺跡公園は、一宮北部の生涯学習の拠点となる施設です。その施設を活用した生涯学習講座を実施してください。
・上記内容を実施する費用については、指定管理料に含んでいます。

⑳仕様書 IV.1. (6) .②【家原遺跡公園】

「地域に残る歴史や伝統を尊重し、公園利用者に対し体験教室等を行うこと。」については、
(参考) 令和8年度に行っている講座
【木工ろくろ体験】
・委託先：木工ろくろグループ
・委託料：370,000 円/年
・日時：来園者体験 10時～16時 月6回程度 年間72日以上 夏休み期間中臨時体験 10時～16時 1日以上（指定日） 予約体験 依頼があったとき
【竹細工体験】
・委託先：竹細工グループ
・委託料：150,000 円/年
・日時：来園者体験 10時30分～15時30分 第1・3日曜日年間14日以上 夏休み期間中臨時体験 10時30分～15時30分 1日以上（指定日） 予約体験 依頼があったとき
・家原遺跡公園がある一宮町北部は、木地師文化の伝わる地であり、古来自然素材を活用した生活が営まれてきました。そのような伝統を伝えていくため、体験教室などを実施してください。
・上記内容を実施する費用については、指定管理料に含んでいます。

㉑仕様書 IV.1. (7) .③【家原遺跡公園】

「地域活性化の拠点として、自治会や各種団体などの地元住民と協働した地域振興事業に取り組むこと。」については、
市民との協働が想定されるもの

- ・一宮北部まちづくり委員会への参加。(必須)
- ・一宮町連合自治会との連携。
- ・More繁盛、三方地区地域活性化委員会。
- ・みかたグラウンド・ゴルフクラブとの連携。
- ・ボランティアの募集。
- ・木工グループ、竹細工グループとの連携。
- ・カブトムシドーム運営者(田路氏)との連携。
- ・まほろば応援隊との連携。
- ・地域の要望リサーチと意見交換。

②仕様書 IV.1. (7) .③【家原遺跡公園】

「事業等の実施や管理上において、歴史認識を誤認するような活用を行わないこと。」については、

時代背景を無視した演出や史実を大きく逸脱した内容に注意すること。

(例)・復元建物(古代・中世)内に、戦国時代の鎧兜や江戸時代の民具を常設する。

②仕様書 IV.3. (4) .②【家原遺跡公園】

「遊具の自主点検を毎月行い日頃の安全確保に取り組むとともに、年に1度専門業者による点検を行うこと。」については、

・遊具は、市が作成した点検マニュアル表(別紙参照)に基づき、毎月1回、自主点検を行うこと。

・遊具は、年に一度、専門業者による点検を行うこと。

・自主点検結果表は毎月末に、専門業者による点検結果は点検後に、市にその写しを提出すること。

・上記内容を実施する費用については、指定管理料に含んでいます。

④仕様書 IV.3. (4) .③【家原遺跡公園】

「芝生の適切な維持・管理に取り組むこと。」については、

・芝生の適正な維持・管理に取り組むこと。

・灌水は、原則、スプリンクラーにより経済的な灌水を行い、スプリンクラー以外の灌水は、市と適宜相談のうえ実施すること。

・芝刈りは、原則、市提供機械による機械刈りとする。なお、機械刈りにあたり、芝生内にある石、ごみ、空き缶などの障害物はあらかじめ取り除くこと。

・樹木、遊具、柵類のまわりなど機械刈りができない場所は手刈りとする。

・刈り取り後は、きれいに清掃し、刈り芝は適切に処分すること。

・上記内容を実施する費用については、指定管理料に含んでいます。

・除草剤、殺菌剤、肥料の散布については、市で行います。